多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップの実施について

１．趣旨

多治見駅北送迎バス停車場の設置及び管理に関する条例（令和３年条例第１号）第11条の規定に基づき、多治見駅北送迎バス停車場（以下「バス停車場」という。）におけるアイドリングストップの実施について定めるものとする。

２．環境への配慮

送迎バスの運行者は、地球温暖化の防止並びに騒音や排気ガスによる周辺地域への悪影響の防止のため、アイドリングストップに努めるものとする。

３．使用者の健康への配慮

送迎バスの運行者は、送迎バス使用者の健康への配慮に努めるものとする。このため、夏季・冬季における空調のためのアイドリングなど必要な範囲でのアイドリングを妨げるものではない。

４．運行計画

送迎バスの運行者は、環境への配慮と使用者の健康への配慮の両立を図るため、バス停車場の使用時間が短時間となるよう運行計画を立案するものとする。

５．アイドリングストップの実施方針

送迎バスの運行者は、次に掲げる方針に沿って、アイドリングストップを実施するものとする。ただし、送迎バス使用者の健康への配慮のため必要な範囲としてアイドリングを実施する時間は、おおむね10分以内とする。

(１)　バス乗降場　送迎バス使用者の健康への配慮のため必要な範囲を除き、アイドリングストップを実施する。

(２)　バス待機場（次号の場合を除く）　アイドリングストップを実施する。

(３)　バス待機場を乗降に使用する場合　送迎バス使用者の健康への配慮のため必要な範囲を除き、アイドリングストップを実施する。

６．その他

送迎バスの運行者は、上記の規定を踏まえたうえ、社会的責任に配慮してバス停車場を使用するものとする。

―以上―